

令和7年第3回羽咋市農業委員会会議録

- 1 日 時 委員会 令和7年3月24日(月)
開 会 午後1時30分 閉 会 午後2時15分
- 2 場 所 羽咋市役所203会議室
- 3 出席委員(11人)
①屋後 浩幸 ②岩城 一成 ③徳島 伸精 ④山上 克秀
⑤長濱 恵司 ⑥山本 泰夫 ⑧中村 武史 ⑨高田外喜子
⑩糺田 幸雄 ⑪川井 良平 ⑫村 桂司
- 4 欠席委員(1人)
⑦松生 朋広
- 5 農地利用最適化推進委員の出席委員(4人)
⑬川口 勝博 ⑭悦永 秀雄 ⑮宮下 昇 ⑯平内 義博
- 6 農地利用最適化推進委員の欠席委員(8人)
⑬榊谷 武史 ⑭松岡 清司 ⑮村田 清二 ⑯大谷 辰伸
⑰濱名 猛 ⑱稲農 幹夫 ⑲瀬戸 清明 ⑳石野 公章
- 7 事務局員 山本事務局長、清水次長、石端主事
- 8 付議案件
 - (1) 地域計画に係る意見の聴取について
 - (2) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (3) 農用地利用集積計画について
 - (4) 農用地利用集積等促進計画案について
 - (5) 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - (6) 農地法第5条許可処分取消について
 - (7) 農地移動適正化あっせん事業に関する意見決定について
- 9 議事録署名委員 3番 徳島委員 4番 山上委員
- 10 会議の結果
議案4件、報告3件についてはいずれも原案のとおり、許可(承認)された。
- 11 会議の概要
事務局長 お疲れさまです。委員さん1名ちょっと遅れてくるというご連絡をいただいておりますが、先に今から羽咋市農業委員会総会を開催したいと思っています。
それでは、委員さんの欠席届ですが、7番松生委員さんが欠席される旨、連絡を受けております。
過半数を超える出席でありますので、本日の委員会が成立していることをご報告いたします。
また、今回の議案につきましては、1件追加となっております。資料につきましては、お手元に配付してありますので、よろしくお願ひいたします。
それでは、村会長からご挨拶をお願いいたします。
会 長 (挨拶)

事務局長 ありがとうございます。

それでは、本日の議案につきましては、お手元の議案書1ページで1件追加されておりますので、今月の案件につきましては、議案4件、報告3件となっております。

なお、この会議は会長が議長となりますので、以下の進行をお願いします。

議長 では、会議を開きます。

本日の議事録署名員に、3番、徳島委員、4番、山上委員を指名します。よろしくをお願いします。

では最初に、追加された議案第4号を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第4号 地域計画に係る意見の聴取について」ということで、羽咋市から意見を求められております。

資料につきましては、目標地図と一緒に1枚の紙がつけてあります。これはご自身の担当地区だけの目標地図をつけておりますので、羽咋市全体のものではございません。担当する地域だけをつけてありますので、ご了承願いたいと思います。

それでは、まず〇〇地区からですが、目標地図がありまして、これは一応10年後の目標地図ということですが、これはあくまでも10年後を見据えたものということ、これでコンプリートであるということではなく、絶えず変わっていくものだということ、ご了承願いたいと思います。

ここで〇〇のほうですが、きちっと色分けがされております。これは〇〇地区の農業委員さんをはじめとした皆さんのご努力で、もう既にこの計画ができております。

次に、様式第5号の2号ですけれども、これは各地区、〇〇から11地区つけてありますが、それぞれに書いております。この中身といたしましては、農地の面積がどれだけになっているということや、下の欄で、現在の集積率というところで〇〇は88%ということになっております。〇〇の将来目標とするのは90%ということをつけてあります。

現在でも、国の方針では集積率は8割以上にする面積にしてくださいねということでもありますので、目標は8割を超える面積を入れてあります。〇〇地区はたまたま先ほどの〇〇の件もございまして集積率が88%になっているというものでございます。

あとは、各地区同様にしてありまして、〇〇〇地区ですが、目標地図はご覧のとおりということでもあります。

〇〇〇地区では、〇〇〇〇のところ、もう工場用地になっておりますので抜いてありますし、〇〇のところも白地になっているということで抜いてあります。

各地区ですけれども、先ほどの国の方針で10年後は8割の出席率をつくりなさいということなので、全ての地区で8割を超えております。超えた

計画にしてあります。

〇〇地区についても同じでございまして、〇〇地区は〇〇、〇〇〇の圃場整備が今後採択を受けておりますので、それを入れてあります。

集積率が48%と低いですが、〇〇、〇〇〇の土地改良圃場整備が入ると8割近くになるだろうというものであります。

あとはここに個人の名前が入っております。認定農業者や、今後10年後に担っていく人たちの名前が入っております。これは個人情報でございますので、外部には漏らさないようお願いいたします。

この順で〇〇地区、〇〇〇地区、〇〇地区、〇〇〇地区、〇〇〇地区、〇〇〇地区、〇〇〇地区と各旧校下単位で地域をつくっております。

ついてない方もいらっしゃるかと思いますが、最後に〇〇〇地区を一つの区域として入れてあります。これは皆さん、何回も言っておりますように、〇〇〇の再整備を行うということですので、〇〇〇を一つの地域にしてあります。〇〇〇については、〇〇からも〇〇からも〇〇からも、〇〇〇、〇〇〇からも入ってくる地域でございますので、一つの地域にしたということでもあります。

これは今後、〇〇〇を再整備するに当たっては、地域計画に入っていないと駄目だとか、8割を超えているとかということも事前に分かっておりますので、一つの地域にして今後進めていきたいという考えでやっております。

これで一応11区ございまして、これで地域計画を一応つくりましたということで閲覧をかけているところでございまして、羽咋市の農林水産課から意見を求められている状況でございます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

ただいま事務局より地域計画についての説明がありました。

何かこれについてご意見があればお願いいたしますけれども。

では、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

では、「議案第4号」は、異議なしと認め、原案どおり承認することに決定いたします。

本日上程されている議案第1号につきまして、1,000㎡を超えている案件となっておりますので、審議する前に全員で現地を確認したいと思いますが、異議ございませんか。

全委員

異議なし。

議長

それでは、暫時休憩といたします。

(現 地 視 察)

議長

それでは、会議を再開いたします。

「議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定に

ついて」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」ご説明します。

議案書2ページをご覧ください。

整理番号1番の申請地は〇〇町の田1筆で、面積は1,340㎡です。

位置図は3ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりで、売買による所有権移転となっております。

転用目的は、重機置場用地とするための申請となっております。

申請地は農振地域内の農用地外にあり、則第43条第1項に該当するため第3種農地と判断します。

なお、土地改良区及び生産組合の同意も得ております。

事務局からの説明は以上です。

議長 ありがとうございます。

では、担当委員さんのご意見を伺います。〇〇委員さん。

担当委員 3月18日に〇〇さんの代理人の〇〇さんと〇〇さんに電話をしまして、お話を聞きました。お互いに何の問題もないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

担当委員さんにご異議なしということなのですが、何かご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 原案どおり上申してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「議案第1号」は原案どおり上申することに決定いたします。

次に、「議案第2号 農用地利用集積計画について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第2号 農用地利用集積計画について」ご説明します。

議案書6ページをご覧ください。

利用権設定の概要です。

今回は田121筆と畑3筆の設定があり、合計面積は270,005㎡です。

権利設定期間別に見ますと、田につきましては2年未満が1筆、10年以上が120筆、畑につきましては10年以上が3筆となります。

申請件数は、貸し手農家が54件、借り手農家が4件となります。

各筆明細の一覧は、議案書7ページから12ページに記載しております。

申請件数は55件で、そのうち新規設定が53件、再設定が2件となります。

案件全てが農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の規定要件を満たしております。

事務局からの説明は以上です。

- 議長 ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありました。何かご意見があればお願いいたします。
- 全委員 なし。
- 議長 なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 では、異議なしと認め、「議案第2号」は、原案どおり承認することに決定いたします。
- 次に、「議案第3号 農用地利用集積等促進計画案について」を議題とします。
- 事務局の説明を求めます。
- 事務局 「議案第3号 農用地利用集積等促進計画案について」ご説明します。議案書13ページからご覧ください。
- 今回、農地中間管理機構で設定される田は75筆あり、合計面積は165,595㎡です。
- 整理番号1番から54番は、集積計画一括方式による設定で、整理番号55番は、耕作者の権利が再度移転したものを記載しております。
- 事務局からの説明は以上です。
- 議長 ありがとうございます。
- 事務局より説明がありました。何かご意見があればお願いします。
- 全委員 なし。
- 議長 なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 では、異議なしと認め、「議案第3号」は、原案どおり承認することに決定いたします。
- 次に、「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。
- 事務局の説明を求めます。
- 事務局 「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」ご説明します。
- 議案書18ページをご覧ください。
- 今回解約される農地は、田16筆で、合計面積は37,969㎡です。
- 対象地、貸付人、借受人及び解約の概要は、議案書に記載のとおりです。
- 事務局からの説明は以上です。
- 議長 ただいま「報告第1号」について事務局より説明がありました。何かご意見があればお願いいたします。
- 全委員 なし。
- 議長 なければ、報告事項について報告のとおり承認してもよろしいでしょうか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 では、「報告第1号」は報告のとおり承認することに決定いたします。
- 次に、「報告第2号 農地法第5条許可処分取消について」を議題とし

ます。

事務局の説明を求めます。

事務局 「報告第2号 農地法第5条許可処分取消について」 ご説明します。
議案書19ページをご覧ください。

今回許可を取り消す農地は、〇〇〇町の田2筆で、合計面積は865㎡です。

位置図は20ページをご覧ください。

申請者は議案書に記載のとおりです。

この申請地は、令和6年9月20日付で農地法第5条の申請を受けておりましたが、計画していた面積が小さかったことや、ほかにいい土地が見つかったこともあり、今回、許可を取り消す申請が提出されました。

事務局からの説明は以上です。

議長 ありがとうございます。「報告第2号」について事務局より説明がありました。何かご意見があればお願いします。

全委員 なし。

議長 では、「報告第2号」は報告のとおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、「報告第2号」は報告のとおり承認することに決定いたします。
次に、「報告第3号 農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「報告第3号 農地移動適正化あっせん事業に関する意見決定について」 ご説明します。

議案書21ページからご覧ください。

農地移動適正化あっせん事業とは、農業振興地域内の農用地等について、農業委員会が農業委員会等に関する法律に基づき、売買や貸借などの権利移動のあっせんを行う事業です。

あっせん事業により、農用地区域内の農用地等を譲渡した場合、税制特例の適用を受けることができます。このあっせん事業を行おうとするときは、農地移動適正化あっせん基準を定め、石川県知事の認定を受ける必要があります。今回あっせん基準の見直しをしたため、変更したので報告させていただきます。

基準につきましては、議案書22ページから30ページに記載しております。

事務局からの説明は以上です。

議長 ありがとうございます。ただいま「報告第3号」について事務局より説明がありました。これについてご意見があればお願いいたします。

全委員 なし。

議長 なければ、報告のとおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「報告第3号」は報告のとおり承認することに

決定いたします。

以上で本日の全議案の審議が終了しました。

終 了

議事録署名人 会 長

署名人

署名人